

経済財政政策部局の動き：政策の動き

「経済財政運営と改革の基本方針2015」について

政策統括官(経済財政運営担当)付
参事官(経済対策・金融担当)付

鈴木 政貴

I はじめに

平成27年6月30日、経済財政諮問会議での諮問・答申を経て、「経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～」(以下、「骨太方針」という。)が閣議決定された。骨太方針は小泉内閣時代の2001年に初めて策定され、その後民主党政権時代の2009年～2012年を除いて毎年策定されている。取りまとめにあたっては、経済財政諮問会議において関係大臣・有識者議員の間で活発な議論を重ねつつ、官邸、関係府省や与党とも膨大な時間をかけて調整が行われた。本年度の骨太方針の目玉は、第3章にて経済と財政双方の一体的な再生を目指す「経済・財政再生計画」を定めた点である。本稿では、その第3章を中心に骨太方針の概要を紹介したい。

II 骨太方針の基本的考え方

第1章では、日本経済の現状と課題、並びに東日本大震災からの復興について述べている。我が国の経済は、マクロ面・ミクロ面双方からみてもおよそ四半世紀ぶりの良好な状況を達成しつつある。この好機を逃すことなく、成長戦略を拡充・加速すること等により、中長期的に実質2%、名目3%程度を上回る経済成長の実現を目指す。

一方で、債務残高がGDPの2倍程度に膨らむなど厳しい財政状況にあり、経済再生とともに財政を健全化することが我が国の重要課題である。経済と財政は相互に密接に関連しているため、経済再生と財政健全化、いずれかのみを考えるのではうまくいかない。サブタイトル「～経済再生なくして財政健全化なし～」にあるように、両者の関係を踏まえ、経済再生が財政健全

化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという好循環を目指すという点が、今般の骨太方針の基本的考え方である。

III 経済再生に向けた取組

第2章は、我が国経済を成長軌道に乗せていくためのいわば基本設計を提示している。ここでは、①我が国の潜在力の強化と未来社会を見据えた改革、②女性活躍、教育再生をはじめとする多様な人材力の発揮、③まち・ひと・しごとの創生と地域の好循環を支える地域の活性化、④安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保について、政府の取組の基本方針が掲げられている。

IV 財政健全化に向けた取組

～「経済・財政再生計画」～

本年度の骨太方針の目玉が第3章に定められた「経済・財政再生計画」である。本計画の基本的な考え方は以下のとおり。

- ① 「経済再生なくして財政健全化なし」を基本方針とし、今後5年間(2016～2020年度)を対象期間とする。「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を一体的に推進。
- ② 歳出改革は、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」に取り組む。公共サービスの質や水準を低下させることなく、経済への下押し圧力を抑えつつ公的支出を抑制。
- ③ 歳入面では、経済環境を整える中で、消費税率の10%への引上げを平成29年4月に実施。安定的な経済成長を持続させる「経済構造の高度化、高付加価値化」を進めること等を通じて新たな歳入増を実現。

目標とその達成シナリオ、改革工程は以下のとおり。

- ① 「経済・財政一体改革」を推進することにより、経済再生を進めるとともに、2020年度の財政健全化目標¹を堅持。具体的には、2020年

1 国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すこと(当面の財政健全化に向けた取組等について一中期財政計画(平成25年8月8日閣議了解)をいう。

度の国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス。以下「PB」という。）黒字化を実現することとし、そのため、PB赤字対GDP比を縮小。債務残高の対GDP比を中長期的に着実に引下げ。

- ② 当初3年間（2016～18年度）を「集中改革期間」と位置づけ、集中的に取り組む。専門調査会を設置し、速やかに改革工程、KPIを具体化するとともに、改革の進捗管理、点検、評価を行う。
- ③ 計画の中間時点（2018年度）において、目標に向けた進捗状況を評価。改革努力のメルクマールとして、2018年度のPB赤字の対GDP比▲1%程度を目安。
- ④ 国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。社会保障関係費については、高齢化要因も考慮し、安倍内閣におけるこれまでの増加ペースを踏まえつつ、消費税率引上げに伴う充実を図る。ただし、各年度の歳出については、一律でなく柔軟に対応する。地方においても、国の取組と基調を合わせ取り組む。
- ⑤ これらの目安²に照らし、歳出改革、歳入改革等の進捗状況を評価し、必要な場合は、歳出、歳入の追加措置等を検討。
- ⑥ 2017年4月の消費税率10%への引上げに向けては、その円滑な実施に必要な経済環境を整えるため、必要に応じ機動的に対応。

ここで注目すべきは、固定的な歳出上限を設けず、安倍内閣での3年間の歳出抑制の実績と今後の経済・物価動向の双方を踏まえ柔軟に対応するとしたことである。例えば2006年度の骨太方針では、5年間で少なくとも11.4兆円以上を削減するという目標を掲げていたが、本年度の骨太方針では、あくまで「目安」と

し、具体的な削減目標は掲げていない。

確かに、一律的な歳出抑制策は短期的には効果があるかもしれないが、その時々々の経済・物価動向が十分に踏まえられない可能性があるほか、歳出の内容について抜本的な見直しが行われず歳出構造改革が進みにくいこと、また単純な歳出抑制では国民の意識改革には結びつかず、歳出抑制が結局長続きしないことなどの懸念がある。それよりも、本計画の3つのアプローチとして掲げた「公的サービスの産業化」「インセンティブ改革」「公共サービスのイノベーション」を通じて、広く国民・企業の意識、行動を変えて、公共サービスの質や水準を低下させることなく、経済への下押し圧力をおさえつつ公的支出を抑制することを目指したほうが中長期的に大きな効果が期待される。

第3章ではこのほか、改革の重点分野である社会保障と地方行財政改革・分野横断的取組を含め、主要分野毎の改革の基本方針と重要課題を示している。

また第4章では、本計画に沿って当面の経済財政運営を行っていくこと、及び28年度予算編成に当たり、各府省の予算に、上記の3アプローチをはじめとする計画の基本的考え方に則った歳出改革を反映することとしている。

V おわりに

本基本方針の取組の成果を実現するためには、政府はもとより、広く国民、企業、自治体等が自ら意欲を持って改革に参画することが不可欠である。そのためにも、本基本方針を早急に具体化し、実行していくことが重要であるのはいうまでもない。今後、「経済・財政再生計画」を着実に実行するため設置された専門調査会や、地方の歳出改革の優先事例を全国に横展開するための政府横断的な仕組み（プラットフォーム）における議論も活発化していく。年後半の経済財政政策の動きから目が離せない。

鈴木 政貴（すずき まさたか）

2 国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度まで継続させていくこととする。地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。